

産業廃棄物処理計画書

令和7年4月25日

広島市長

提出者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34

氏名 広島市

広島市長 松井 一實

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-279-2911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市中央卸売市場食肉市場
事業場の所在地	広島市西区草津港一丁目11番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他のサービス
②事業の規模	総延床面積23,583㎡、処理能力(と畜)8,510t/年
③従業員数	55人+72人(委託)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	① 汚泥は、市場内で脱水処理による減量を行い、そのうち胎ふんについては搬出後に肥料化し、また、別の脱水汚泥については搬出後に焼却して埋立処分する。 ② 動物系固形不要物のうち、牛等に係るものについては搬出後に化製処理しセメントの原材料として、また、豚に係るものについても搬出後に化製処理し製品(食用を除く)として利用する。

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 6年度)実績量  
計画:今年度( 7年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																					
汚泥	881	893					493	499				388	395	69	72	319	323				
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
廃プラスチック類																					
紙くず																					
木くず																					
繊維くず																					
動植物性残さ																					
動物系固形不要物	725	803										725	803			725	803				
ゴムくず																					
金属くず																					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																					
鋸さい																					
がれき類																					
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
合計	1606	1696	0	0	0	0	493	499	0	0	1113	1198	69	72	1044	1126	0	0	0	0	

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

